

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県狭山市

2 構造改革特別区域の名称

外国語早期教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

狭山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

狭山市は埼玉県の南西部に位置し、お茶の産地として全国的に知られている。都心から約40km圏内にあり、また、関越自動車道や圏央道などの高速道路との接続も便利である立地条件を生かし、住宅・工業都市として発展してきた。とりわけ、市内には、2つの大きな工業団地を有し、製造品出荷額は県下1位を誇っている。

狭山市においても、社会、経済の国際化が進み、外国人労働者（平成15年2月現在外国人国籍市民；約1700名、外国人国籍児童生・徒数；59名）や海外での勤務を経験した市民（参考数値：平成14年4月現在帰国児童・生徒数；19名）も増加傾向にある。さらに、三つの外国都市との姉妹都市等の提携（中国・韓国・アメリカ）を通じての国際交流や、市内在住の外国人とのスポーツ、芸術などの文化交流など、外国との関わりも増してきている。このため、市民一人一人が、これからの国際社会の一員として、積極的に世界の人々との交流を深めていくことが重要であると考え、狭山市では、「外国語を話せる市民の育成」を推進している。

狭山市で現在取り組んでいる事業として、語学指導助手（ALT）等の活用による、「英会話体験教室」、「子ども外国語キャラバン隊」等がある。早い時期から外国語に慣れ親しむ環境づくりを図り、次代を担う子どもたちが、豊かな国際感覚を持った社会人として、将来貢献できるよう、国際理解教育を積極的に推進してきている。また、小学校にALTを、月に2回程度配置し、国際理解教育の中で、英語にも慣れ親しんできている。

さらに、高齢社会の活性化を図る事業として、高齢者の培ってきた知識や技術の一層の研鑽を図るとともに、社会変化に対応した新たな学習を行う場として、市民と市の協同による「狭山シニア・コミュニティ・カレッジ」を開校している。この学習カリキュラムの中には、外国語学習の講座も設けられており、その修了者の中には外国語の堪能な受講者もいることから、学校での外国語活動に、一部これらの人材の活用を図ることも考えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

狭山市では市内の工場へ外国人の訪問も多く、市内在住の外国人の増加、盛んな国際交流活動等を受け、以前から公共施設の表示に英語表示を設け、また広報関係の出版物にも英語で掲載しているものも多数ある。学校では、日本語のできない外国人児童・生徒に、外国語の話せる日本語指導員を配置して、日本語の指導をしている（平成15年1月現在11名）。

このような市の取組から、市内の市立小学校全校で外国語の授業を実施し、外国語や外国の文化に早い時期から慣れ親しませる環境づくりを充実させることにより、「外国語を話せる児童の育成」に努める。これが児童にとっては、将来への外国語学習の基礎と

なり、このことが、外国語教育への関心が高い保護者、地域住民にとって外国語学習に対する意欲、関心を培い、「外国語を話せる市民の育成」の推進力になっていき、増加している外国人との交流がより円滑に進むものと考ええる。

現在実施している、小学校での国際理解教育は、あくまで「総合的な学習の時間」の枠内で実施されるもので、児童が外国の生活や文化等に慣れ親しむことが中心となる学習である。また、「総合的な学習の時間」の主旨及び学校の実態により、個々の学校の任意によって実施されているため、市内の学校間の取り組みに差が生じている。

そこで、市全体の取組として、外国語教育を小学校に導入し、「外国語を使った、会話によるコミュニケーション活動」を主要な学習内容として、市内一律に実施する。このことにより、「外国語を話せる児童の育成」を、より積極的、効果的に推進していく。また、市内の全小学校で一定水準のもとに、系統的な学習内容で授業を実施することができるようになるため、指導書等を作成し、教員、ALT、英語活動指導員が使用する。

また、狭山市では、これからの高齢社会を考え、高齢者の生きがいづくりのため、「狭山シニア・コミュニティ・カレッジ」を開設している。当該授業の指導員として必要な人材は、この狭山市のシニア・コミュニティ・カレッジ等で外国語を学習した民間人、地域に在住する外国人、海外生活を経験してきた市民の中から採用する。このことにより、狭山市民の国際交流活動と狭山市の経済への活性化にも貢献するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

市内の全小学校で外国語授業を系統的・計画的に実施し、全ての児童がより早い時期から、外国語に触れながら学習することにより、「外国語を話せる児童の育成」を目標とする。市内には中国語やハングル語の指導者もいるが、世界の共通語となっている英語を中心に取り組む。狭山市立教育センターを中心とする「狭山市教育情報ネットワーク」も整備され、この英語活動の授業をサポートする。また、「子ども外国語キャラバン隊」や「英会話体験教室」が社会教育の面から援助していく。これらの事業には、ボランティアとして、保護者、地域の住民も参加しており、このことが市民への外国語学習への意欲、関心も喚起し、到達目標である、「外国語の話せる市民の育成」となっていく。指導者として、地域の外国人や外国語の堪能な市民等を採用し、地域の人材の活用を図るとともに雇用の拡大を促進する。なお、市民等の人材活用にあたっては、当市で実施している、シニア・コミュニティ・カレッジ等の事業から、高齢者の知識や経験等の活用も図るなど、高齢者の生きがい活動の場の拡大を図る。

以上の諸活動を通じて、広く市民全体における外国語教育への関心を高めながら、国際交流や外国語学習の活動を喚起し、狭山市全体の活性化を図る。

なお、「外国語を話せる市民の育成」により、人・物・情報などの移動や交流を活発化させ、市民の国際感覚や異文化の理解を醸成するとともに、市民や企業などの協力のもとに、地域レベルの国際協力を推進し、世界にも目を向けたまちの実現を図ることを考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

狭山市内及び近隣の市町村に在住の外国人を語学指導助手として採用し、市内全10中学校に1名ずつ配置する。また、市内の外国人や民間人を外国語活動指導員として採用し、市内全17小学校に1名ずつ配置する。このことによる経済の活性化への効果が期待できる。

(2) 社会的効果

外国語教育に、外国人である語学指導助手や指導員を導入することによって、外国人とのコミュニケーションの体験が促進される。これにより、外国を理解するための国際感覚の育成や、外国語の習得のために必要な資質・能力の育成となり、本格的な外国語学習のための基礎となる。

外国語での会話をすることにより、人とのコミュニケーションづくりに興味や意欲が培われ、積極的に自立しようとする態度も養われる。このことが、社会生活でのよりよい人間関係づくりを、積極的にもとうとする態度を養う。

児童が外国語学習を体験することが、保護者の外国の文化への興味や意欲を喚起し、外国語学習に対して積極的に関与する態度を促進する。このことが市民へも影響を与え、地域の国際交流活動も活性化する。

実施初年度は、児童に小学校終了段階で児童英検 3 級程度の実力をつける。

実施 2 年以後は、児童に小学校終了段階で児童英検 1 級程度の実力をつける。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（番号 802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業

推進委員会

（小学校英語教育推進委員会・指導資料編集委員会・指導法研究委員会）

小学校の英語教育の推進のため、教育課程の編成、指導資料の作成、指導方法の研究などを行う委員会である。

子ども外国語キャラバン隊

夏休み、土曜日・日曜日を使って、希望する児童が外国語会話を学習するための社会教育の事業である。講師には、ALT や市内の外国人、英語の堪能な市民のボランティア等が担当する。地域社会で、「外国語を話せる児童の育成」の役割を担うためのものである。

英会話体験教室

夏休み、教育センターを会場に、希望する児童・生徒、市民、教員に英会話を学習する機会を与える事業である。各グループ・レベルで 2 ～ 3 回実施する。

教育情報ネットワークシステム

コンピュータを使ったネットワークシステムが、教育センターを中心に各小・中学校間で結ばれている。英語教育に必要な資料の配信が可能となり、また、テレビ会議システムを使って英語の授業も行える。

国際交流事業

狭山市国際交流協会が中心となり、姉妹都市等との市民レベルでの国際交流を推進している。主に、スポーツや芸術などの文化交流である。「外国語を話せる市民の育成」の体験の場ともなっている。

狭山シニア・コミュニティ・カレッジ

高齢者の方や今後高齢者となられる方が、これからの高齢社会を活力あるものとするため、これまでに培った能力や技術のさらなる探求、また、社会の変化に即した知識を習得する場として開校した。9 学科開設し、その中には、ハングル語と英会話の学科も開設しており、年間 40 回の講座を行っている。学習とともに、心身のリフレッシュを図り、引き続き社会の一員として地域で活

躍してもらうことを目的としている。「外国語を話せる市民の育成」の役割を担っている。

(2) 構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 なし

別紙

- 1 特定事業の名称
802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
狭山市内全小学校
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定日後開始
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体； 狭山市
 - (2) 事業が行われる区域； 狭山市内全17小学校
 - (3) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細
 - ・ 小学校の「外国語活動」(以下「英語活動」)のための指導員を採用し、担任と指導員による、全クラス週1回の「英語活動」の実施
 - ・ 整備される施設はなし
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 取組の期間；平成21年度に事業について評価・見直しを実施
 - (2) 教育課程の基準によらない部分

小学校に、教科として「外国語活動(英語)」を週1時間取り入れる。
1・2年生は「生活科」の時間を年間10時間供出し、「英語活動」に充てる。
そのため、「生活科」の時間が年間10時間減る。
3年生から6年生は、「総合的な学習の時間」から週1時間供出し、「英語活動」の時間へ充てる。そのため、「総合的な学習の時間」が週1時間減る。
*別紙「付属書類」参照。
 - (3) 計画初年度の教育課程の内容

名称は、英語によるコミュニケーション活動を意味する「英語活動」とする。
小学校での英語は、英語を使ったコミュニケーション活動を通して「積極性・主体性・自発性」等を育む活動である。「英語によるコミュニケーション活動」を意味する「英語活動」で実施する。
全小学校でALTによる英語活動を実施する。
平成15年度の1学期は、月2回、ALTを全小学校に配置し、担任とのチームティーチングで英語活動を実施する。ALTの年間の配置計画に沿って、「英語活動」を学校の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
「英語活動」として、週1時間設定する。
小学校における外国語学習の目標は、「聞く・話す」ことでのコミュニケーション能力の育成にあり、外国語を使い、人とのコミュニケーションを楽しむことにある。中学校教育では、他に「読む・書く」能力についても目標としているが、小学校教育での目標には位置づけない。
昨年度、希望する小学校に、ALTを月2回配置し、国際理解教育の中で外国

語活動を実施してきた。各クラス、年間5時間程度の授業回数の中でも、児童の外国語に対する関心、意欲は高まり、授業でも積極的に外国語を使おうとしたり、ALTや外国人に対しても物怖じせず話そうとする様子が伺えた。この外国語への学習意欲を育みつつ、市内全小学校の児童に外国語会話能力を育成するため、週1時間設定するものである。希望する小学校だけでなく、市内の全小学校で、児童の外国語学習への意欲、態度を土台に、同じ学習内容と同じ指導方法で、英語によるコミュニケーション能力の育成を実施するためには、全小学校で一律、週1時間の設定が必要である。このことによって、実施2年以後は、児童に児童英検1級程度の実力をつけることができると考えている。

学校は週単位で授業時数が決まっており、学習習慣を定着させるため、児童の関心、意欲を継続させるためにも、英語活動を週1時間位置づけることが必要である。また、児童の心身の発達、及び現在の教育課程の授業時数の中での、他の教科、領域の学習時間との調和を考えると、週1時間の設定が適切である。

英語活動を学習した児童は、中学校では現行の英語教育の中で学習していく。小学校の英語活動と中学校の英語教育との関連や、連携については、中学校の英語科の教員も委員に加えた、「小学校英語教育推進委員会」で検討していく。

平成15年度は2学期より、7校で、月2回のALTの配置と平行して、毎日、指導員を配置して、各クラス週1時間、「英語活動」の時間を位置づける。これは予算の関係からの対応である。平成16年度からは全小学校に指導員を配置し、週1時間行う。平成16年度は時数、指導内容の増加があるが、平成15年度の外国語教育の研究と実施を評価することにより、改善しながら対応していく。

平成15年度の評価・評定は「総合的な学習の時間」の中で行う。

評価・評定は、通知票の「総合的な学習の時間」の欄に文章記入する。

平成16年度からは、英語活動の欄を設け、文章記入で評価・評定をしていく。指導資料を使用して指導する。

各学年とも、教師用指導資料を使用し、系統的かつ計画的に指導していく。

担任と語学指導助手（ALT）や指導員とのチームティーチングで実施する。

担任とのチームティーチングで行うことにより、一人一人の児童に指導が行き届き、より効果のある英語活動が期待できる。また、日本語を十分理解していない外国人指導員には、児童理解が十分ではなく、担任の援助が必要である。

指導員には、地域の外国人、英語の堪能な民間人を雇用する。

児童は、人と外国語を使って話せたことに喜びを感じる。児童の意欲を高める面からも、外国人、英語の堪能な民間人を採用する。平成16年度からは、全小学校に指導員を配置する。

*別紙「付属書類」参照。

(4) 規制の特例措置の必要性和要件適合性を認めた根拠

憲法や教育基本法の理念では、「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」を求めており、21世紀の社会の急激な国際化の進展等をふまえると、外国語教育は早期から必要とされる学習である。また、学校教育法の小学校教育の目標にも記されている、「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」等もあり、国際的な視野に立つ国際人の育成が求められている。この点からも、小学校からの外国語教育の導入は、他の国々との友好的関係を築くために必要な資質、能力の育成の時間となる。

「生活科」は、児童が身近な人々や社会、自然と直接かかわる活動や、体験を重

視し、その過程において、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う教科である。「総合的な学習の時間」は、子どもたちに、国際化や情報化などの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成、すなわち「生きる力」を育成することにある。教科等の枠をはずし、横断的・総合的な学習を、各学校が地域の実態に応じて、創意工夫を生かし、特色ある教育活動として展開できる時間として設定している。「生活科」から、年間10時間、「総合的な学習の時間」から週1時間、年間35時間、外国語活動に供出することにより、授業時数が減少するが、指導方法の工夫や活動内容を精選することにより、その主旨は達成できるものと考えられる。外国語活動の導入は、社会の急激な国際化に対応する上でも、社会の変化に主体的に対応できる人材の育成のためにも、21世紀を担う子どもたちに必ず必要な資質・能力である。その能力は、「生活科」、「総合的な学習の時間」においても生かされるものであり、将来の「生きる力」の基礎・基本となる能力である。これらの理由から、「生活科」、「総合的な学習の時間」を減らし、外国語活動の時間を設定しても、小学校教育の目標は達成できるものと考えられる。

狭山市では、「外国語を話せる市民の育成」を推進しており、狭山市の特性や今までの取り組みから、市民一人一人が、国際社会の一員として、積極的に世界の人々との交流を深め、お互いの文化を理解していくことが重要であると考えている。その中で、次代を担う子どもたちが、国際社会の中で豊かな国際感覚を持つ社会人として、将来、社会に貢献できるよう、国際理解教育を積極的に推進してきている。例えば、語学指導助手（ALT）等の活用による、「英会話体験教室」、「子ども外国語キャラバン隊」等の事業である。これらの事業により、地域住民の外国語教育への期待も高まってきている。

新たに、小学校の授業に外国語教育を導入し、会話活動に重点を置いた学習活動を展開することにより、「外国語を話せる児童の育成」を推進し、やがては、英語だけでなく多様な言語の話せる市民、「外国語を話せる市民の育成」を達成していく。

別紙 「付属書類」

小学校授業時数（外国語早期教育推進特区 認定前）

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	272	/	114	/	102	68	68	/	90	34	34	/	782	
第2学年	280	/	155	/	105	70	70	/	90	35	35	/	840	
第3学年	235	70	150	70	/	60	60	/	90	35	35	105	910	
第4学年	235	85	150	90	/	60	60	/	90	35	35	105	945	
第5学年	180	90	150	95	/	50	50	60	90	35	35	110	945	
第6学年	175	100	150	95	/	50	50	55	90	35	35	110	945	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第24条第2項の場合において、道徳の他に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）

小学校授業時数（外国語早期教育推進特区 認定後）

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	（外国語活動）				
第1学年	272	/	114	/	92	68	68	/	90	10	34	34	/	782
第2学年	280	/	155	/	95	70	70	/	90	10	35	35	/	840
第3学年	235	70	150	70	/	60	60	/	90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90	/	60	60	/	90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95	/	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95	/	50	50	55	90	35	35	35	75	945

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第24条第2項の場合において、道徳の他に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）
- 1・2年生については、年間10時間、生活科の時間を使い、外国語活動の時間を実施する。